

公益社団法人上秋津愛郷会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益社団法人上秋津愛郷会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市上秋津に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治山緑化によって郷土を保全すると共に、地域における教育の振興、住民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会教育活動及び学校教育の支援
- (2) 地域福祉の充実
- (3) 地域環境改善及び災害復興への支援
- (4) 里山の活用及び保全
- (5) 植林造林ならびに所有林の管理経営
- (6) その他本会の目的達成上必要なる事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 旧牟婁町上秋津村の村有財産を公共のために活用することに同意した世帯を代表する者、及び地域の発展に功労のあった者
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同する者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、正会員は毎年、総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該正会員が田辺市上秋津地区外に転出、死亡等により、後継者がいないとき
- (2) 当該正会員が第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員を設置)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(役員を選任)

- 第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会および理事会に報告すること。

(役員任期)

- 第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

- 第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第18条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で報酬として支給することができる。

(職員)

- 第19条 この法人の事務を処理するため、書記その他職員を置くことができる。書記

および職員は代表理事が任免し、有給とすることができる。

第5章 顧問及び相談役

- 第20条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は理事会の議決により代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 総会

(構成)

- 第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第22条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 会員の除名
 - (6) 公益目的不可欠特定財産の処分の承認
 - (7) 解散及び残余財産の処分の承認
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第23条 総会は、定時総会として毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 代表理事は前項の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集の通知をしなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を開催一週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第27条 総会は、総正会員の半数の出席がなければ開催することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思表示した者、及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席とみなす。

(決議)

第28条 総会の決議は、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 公益目的不可欠特定財産の処分
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事会の決議を経て通常総会に報告しなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

- 第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

- 第41条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、玉井芳宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成24年 4月 1日

移行設立登記の日に制定・施行